

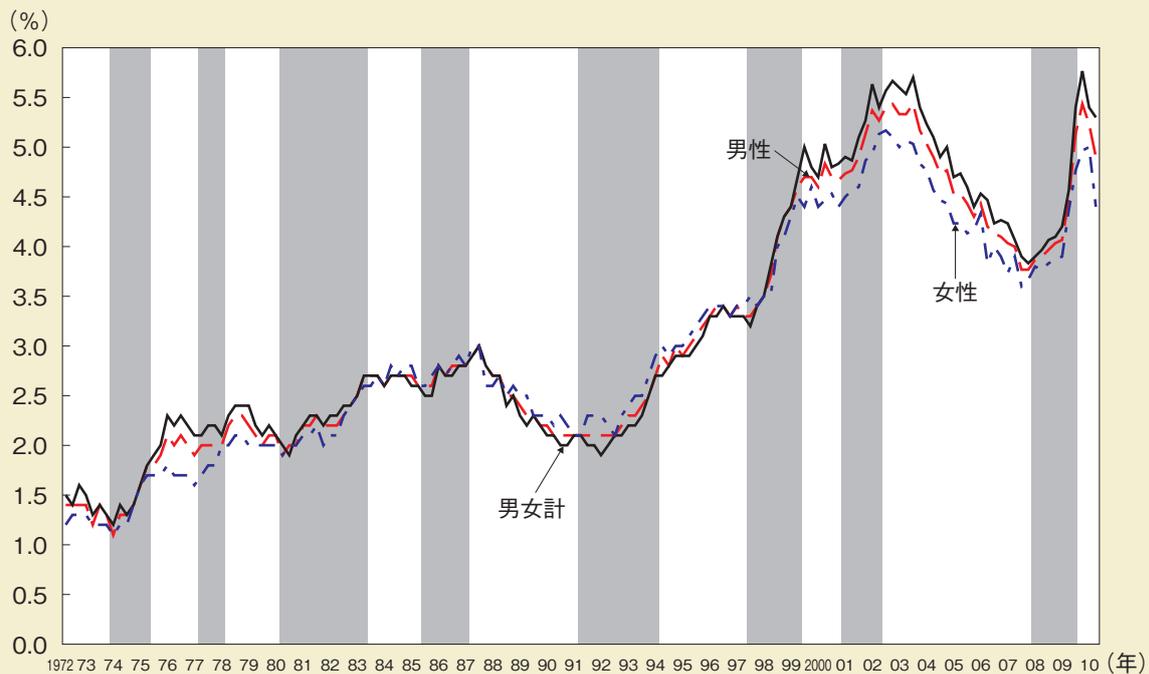
2) 一般経済と雇用失業情勢

(完全失業率は男性を中心に急激に上昇したが、最近は改善の動き)

第1 - (1) - 7図により、男女別完全失業率の推移（季節調整値）をみると、2007年7～9月期に3.8%となった後、緩やかに上昇を続けていたが、完全失業者の増加により、2009年1～3月期に4.5%（男性4.6%、女性4.4%）、4～6月期に5.1%（男性5.4%、女性4.8%）、7～9月期に5.4%（男性5.8%、女性5.0%）と急激に上昇し、特に、男性での完全失業率の上昇幅が大きかった。その後、経済情勢の回復が雇用情勢の改善にも波及し、2009年10～12月期に5.2%（男性5.4%、女性5.0%）、2010年1～3月期は4.9%（男性5.3%、女性4.4%）となり、完全失業率は高い水準で推移しているものの改善の動きがみられる。

また、離職の動向を表す指標として、雇用保険の資格喪失者数をみると、2008年12月の45万人から2009年4月には121万人まで急速に増加し、資格喪失者の前年同月比でも、企業からの離職が2008年末から2009年央までに集中していたことがわかる。なお、その後、資格喪失者は減少傾向で推移している（付1 - (1) - 2表）。

第1 - (1) - 7図 男女別完全失業率の推移（季節調整値）



資料出所 総務省統計局「労働力調査」

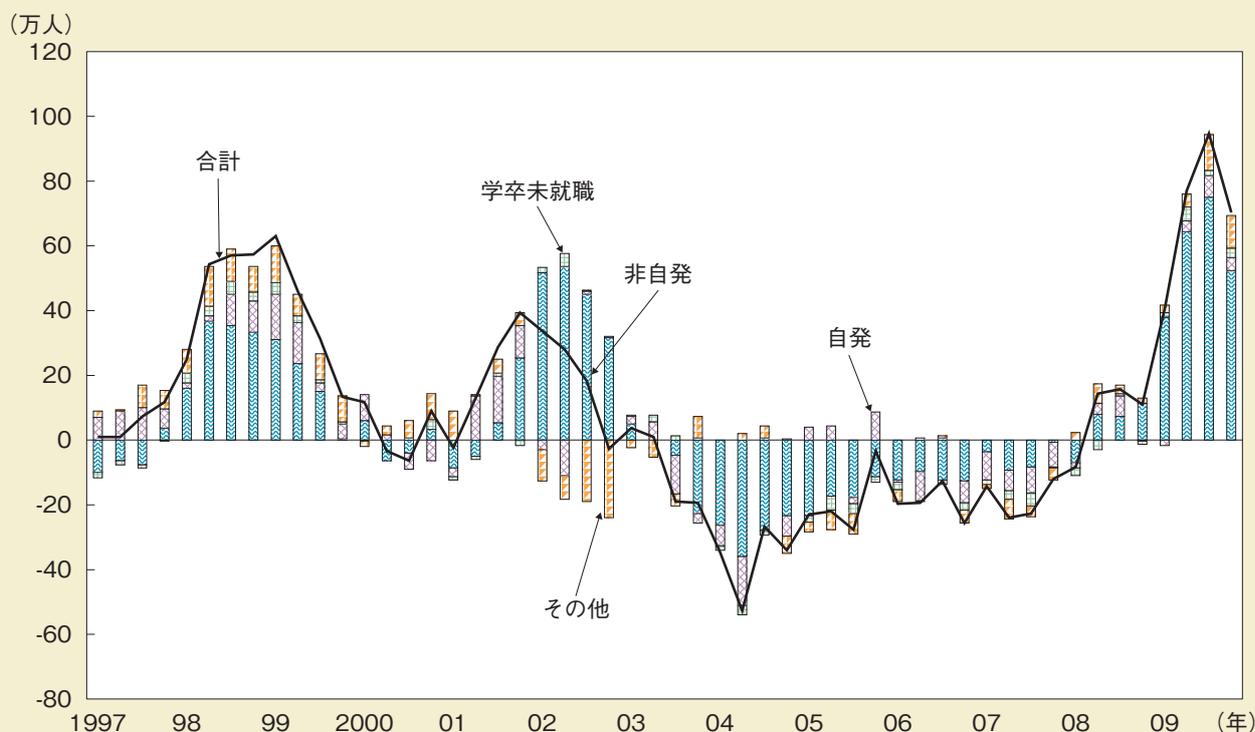
- (注) 1) グラフのシャドー部分は景気後退期（ただし、2007年10月を景気の山とし、2009年3月を景気の谷とする景気後退期は暫定）。
2) 完全失業率は四半期値で、月次の季節調整値を厚生労働省労働政策担当参事官室にて単純平均したもの。

(完全失業者数は若年の非自発的離職を中心に増加)

完全失業者数は、2009年に336万人（前年差71万人増）と2008年から大幅に増加した。第1－（1）－8図により、完全失業者を求職理由別にみると、2009年1～3月期より非自発的離職失業者が前年同期比でみて大幅に増加し、完全失業者数の増加の大部分は、非自発的失業者の増加が寄与していることがわかる。なお、2009年10～12月期には、増加幅が減少したが、依然として非自発的失業の寄与は大きい。

また、第1－（1）－9図により、景気後退過程における完全失業者数の推移をみると、1997年から1999年にかけての2年間で完全失業者は87万人増、2000年から2002年にかけて39万人増となったのに対し、2007年から2009年にかけては79万人増となっている。今回の完全失業者の増加規模は、1997年から1999年の景気後退過程に比べれば小さかったが、増加の内訳を非自発的離職失業者に限ってみると、1997年から1999年にかけて48万人増、2000年から2002年にかけて49万人増となったのに対し、2007年から2009年にかけては62万人増と、増加幅は最も大きい。さらに、非自発的離職失業者の増加を年齢階級別にみると、25～34歳層で14万人（男性10万人、女性4万人）増、35～44歳層で16万人（男性11万人、女性5万人）増と、過去2回に比べ、その増加幅は大きく、非自発的離職失業者の増加には、これらの若年層、壮年層での影響が大きいことがわかる。また、男女別にみると男性の増加幅が大きい。

第1－（1）－8図 完全失業者の求職理由別内訳（男女計・前年同期差）



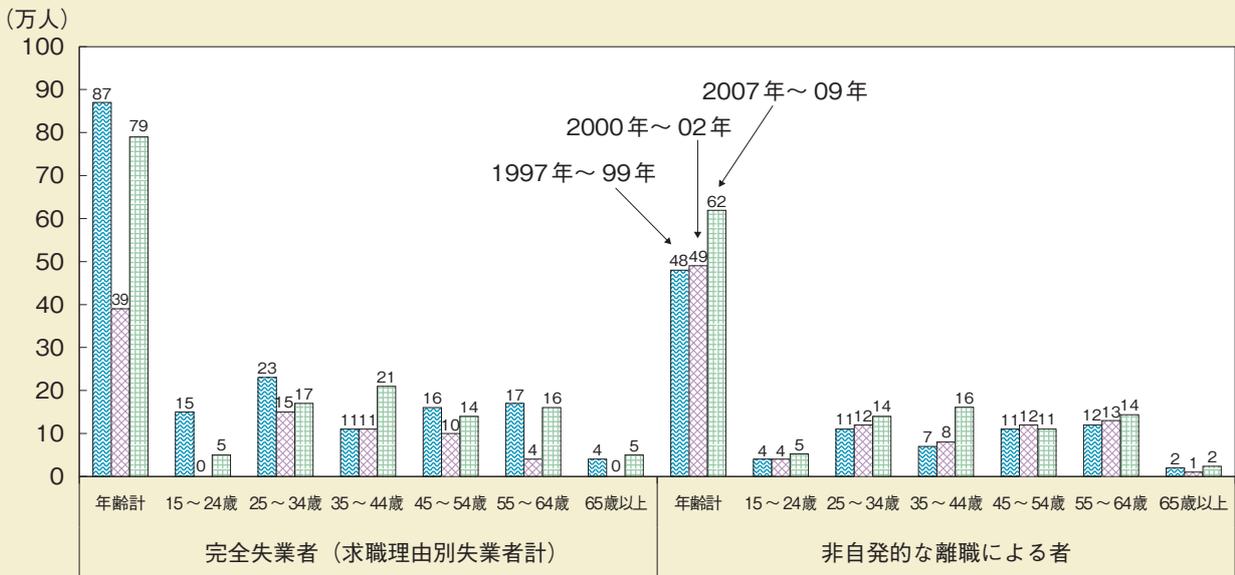
資料出所 総務省統計局「労働力調査」

(注) データは四半期値。また、合計には求職理由不詳を含む。

(その他の家族で大きく増加した完全失業者)

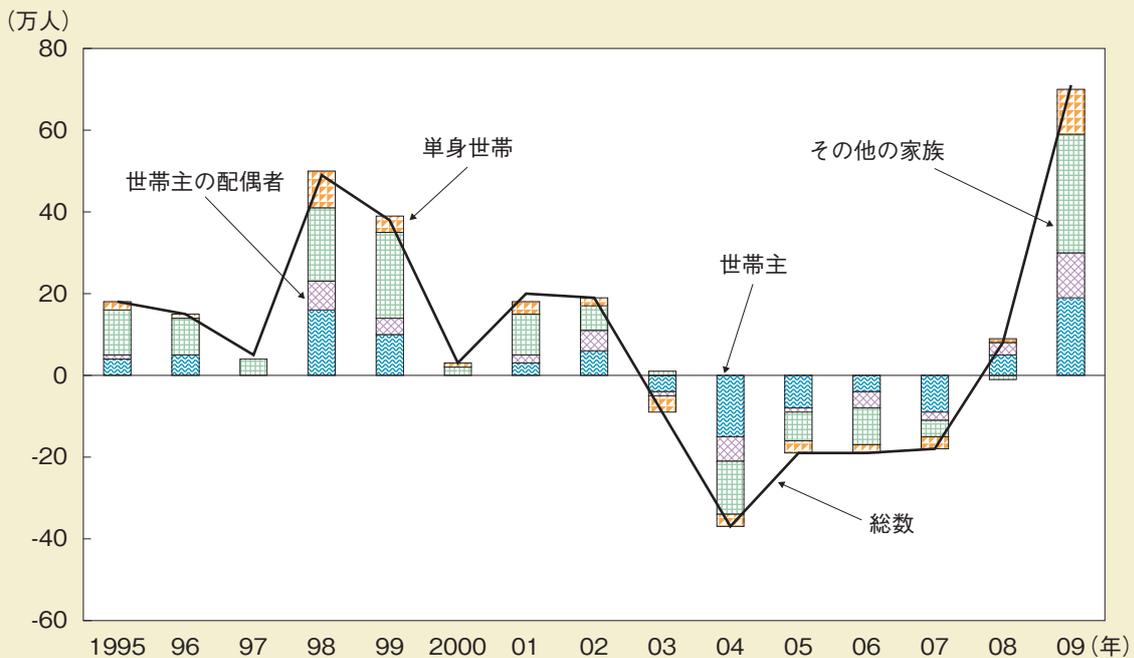
第1 - (1) - 10図により、世帯主との続き柄別に完全失業者の内訳をみると、2009年は世帯主で前年差19万人増、世帯主の配偶者で同11万人増、その他の家族で同29万人増、単身世帯で11万人増と、全ての類型で前年差で増加したが、特に、その他の家族の増加が大

第1 - (1) - 9図 年齢階級、求職理由別失業者数の推移 (景気後退過程)



資料出所 総務省統計局「労働力調査」
 (注) 数値は各期間における変化差。

第1 - (1) - 10図 完全失業者の世帯主との続き柄別内訳 (前年差)



資料出所 総務省統計局「労働力調査」
 (注) 総数にはその他、分類不能・不詳の数を含むため、内訳の合計とは必ずしも一致しない場合がある。

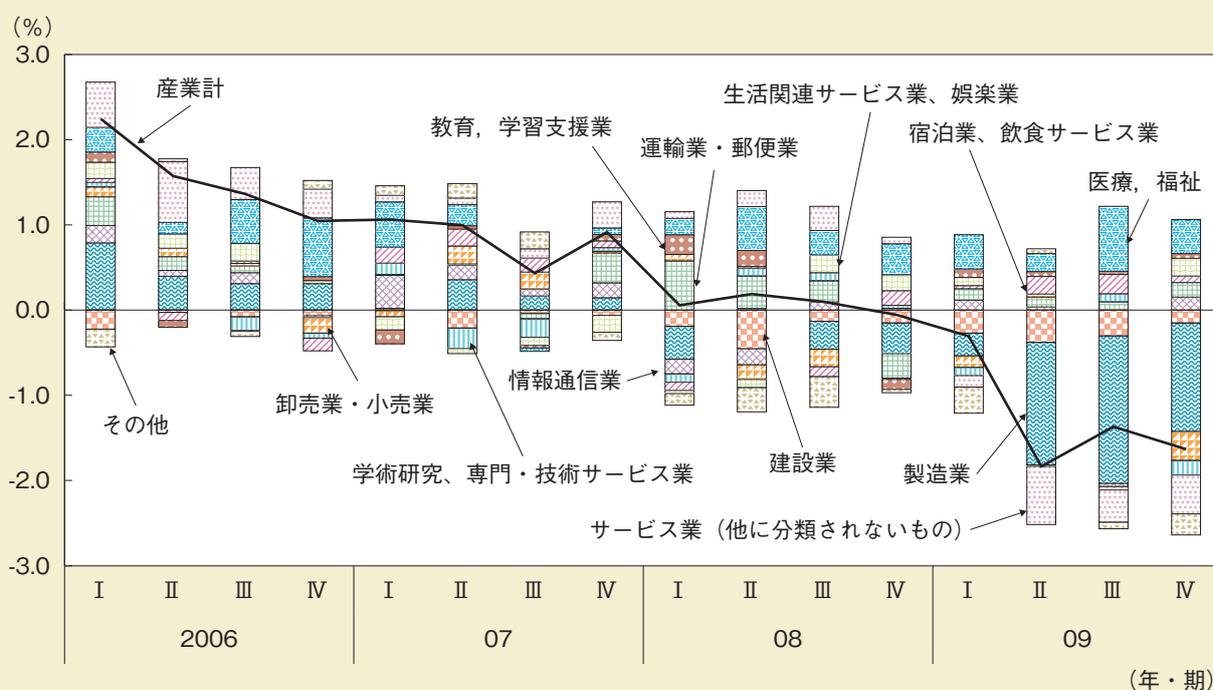
きかった。後にみるように、非正規労働者を中心とした雇止めなどの雇用調整の影響は、その他の家族で大きかったものと考えられる。

（雇用者数は製造業で大きく減少）

第1 - (1) - 11図により、2009年の雇用者数の動きを前年同期比でみると、2008年10～12月期に産業計で0.1%減となって以降マイナスが続き、2009年4～6月期は1.8%減と大幅に減少した。産業別にみると、製造業、サービス業（他に分類されないもの）、建設業での減少の寄与が大きかった一方、医療、福祉では、増加の寄与が大きかった。こうした雇用者数の減少の背景の一つとしては、2008年秋以降、派遣労働者を含む非正規労働者の雇止め等を行う事業所の増加がみられたことが考えられる。厚生労働省調べにより非正規労働者の雇止めの状況についてみると、2008年10月から2010年6月までの間に、約27万人の非正規労働者が期間満了や中途解除等によって職を失う又は失う予定となっている。雇止め等の対象となった労働者の雇用形態をみると、派遣社員が最も多く約14万9千人、次いで契約（期間工等）が約6万3千人、請負が約2万1千人となっている。雇止め等を行った事業所の産業についてみると、製造業が最も多く約23万1千人、次いで卸売・小売業が約1万2千人、運輸業が約5千人となっている（付1 - (1) - 3表）。

また、雇用者数（非農林業）の動きに従業員規模別にみると、2009年は500人以上規模の大企業で前年差1万人増と増加する一方、1～29人で同29万人減、30～99人で同20万人減、100～499人で同17万人減と減少しており、中小企業での雇用減少が大きい（付1 - (1) - 4表）。

第1 - (1) - 11図 雇用者数（前年同期比）の産業別内訳（非農林業、公務を除く）



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて算出
 (注) 2006年以前の遡及推計値は、第12回改定日本標準産業分類による集計結果表から簡易な方法で推計したものである。

(休業者の増加と雇用調整助成金制度)

休業者数の推移をみると、2008年12月以降、前年同月差でみて大きく増加しており、2008年末の雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整による休業者が増加しているものと考えられる（付1－(1)－5表）。2008年末以降の休業者数増加の背景として、雇用調整助成金等の制度の活用により、解雇ではなく就業時間調整によって雇用調整を行っている企業が多いことも影響していると考えられる。雇用調整助成金等に係る支給決定状況をみると、2009年3月以降対象者数が急増し、2009年8月には約265万人となった（付1－(1)－6表）。

雇用調整助成金制度

雇用調整助成金制度は、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当額を助成する制度である。現在の厳しい経済情勢の中で企業を支援するため、2009年12月には、生産量要件が緩和され、助成金の対象が拡大された。

- 対象事業主について：①～③に該当する事業主
 - ① 雇用保険の適用事業の事業主
 - ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間又は前年同期に比べ5%以上減少していること（中小企業の場合、直近の決算等の経常損益が赤字であれば、5%未満の減少でも可）。
 - II 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日までの間にあるものに限る）。
 - ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいう。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（期間は問わず）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること
- 助成内容について

休業・教育訓練・出向期間中の賃金・休業手当、教育訓練費について助成

① 賃金・休業手当等についての助成率（※）

大企業：2/3 中小企業：4/5

② 教育訓練費についての助成

大企業：4,000円 中小企業：6,000円（労働者1人1日あたり）

※ 次の要件を満たした場合に大企業の助成率を2/3から3/4へ、中小企業の助成率を4/5から9/10へ上乗せする。

① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6ヶ月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること

② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6ヶ月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む）をしていないこと

○ 実績

平成21年3月の休業等実施計画届受理件数 46,558事業所 対象者数 2,379,069人

平成22年3月の休業等実施計画届受理件数 82,962事業所 対象者数 1,597,700人

（注）平成20年12月より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。